

令和5年度 児童会役員選挙規定

八幡浜市立江戸岡小学校

1 役員選出

- 児童会役員候補者選出
 - ・ 児童会役員は、4名（会長1名、副会長3名）とする。
 - ・ 児童会役員候補者選出は、5年生で行い、自薦・他薦を含め、4名（男子2名、女子2名）以上の候補者を立てて行う。
- 児童会役員選挙
 - ・ 3年生以上による選挙（投票）で選出する。
 - ・ 児童会役員4名（男子2名、女子2名）のうち1名を児童会長とし、他の3名は副会長とする。
 - ・ 投票によって、最多得票者を児童会長とする。また、最多得票者が複数の場合、同数の者で決選投票を行う。
 - ・ 当日の欠席者は、投票を行わない。
 - ・ 会長選挙の開票は、教頭（あるいは教務）、児童会担当、5年生担任が行う。

2 役員の役割

- ・ 児童会役員は、学校を代表する任務を持つ。
（代表委員会、集会などの企画・運営、3校にここお話会への出席など）
- ・ 学級・学年間における児童活動の連絡、調整等に当たる。

3 承認と任命

- ・ 開票の結果を職員会で審議する。
- ・ 審議を経て、校長が任命する。
- ・ 任期は、6年生の1年間とする。

4 選挙管理について

- ・ 選挙管理委員会が行い、現児童会役員がこれに当たる。

－ 令和5年度 児童会役員選挙 日程 －

順	内 容	期 日	備 考
1	児童会役員選出 立候補	2月上旬	学年選挙で選出
2	児童会役員選挙告示	2月13日	給食時校内放送
3	選挙運動期間	2月13日～20日	詳細別途連絡
4	児童会役員立会演説会 選挙	2月21日	6校時
5	職員会審議	2月21日	職員会

